

# 訪問介護、明石市介護予防・日常生活支援総合事業 事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社明石ケアサービスが開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び明石市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護・要支援状態の高齢者及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供する事を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の身体の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 有限会社 明石ケアサービス
- (2) 所在地 明石市本町1丁目1-24 大日明石本町ビル202号

## (営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、明石市とする。

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 事業規模に応じて1名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）  
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員  
必要な事務を行う。

#### (指定訪問介護等の内容)

第 7 条 指定訪問介護等の内容は次の通りとする。

- (1) 訪問介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容

　　食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、外出介助、その他必要な身体介護

- (3) 生活援助に関する内容

　　調理、掃除、洗濯、買い物、薬の受取、その他必要な家事

#### (指定訪問介護等の利用料等)

第 8 条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、明石市介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、明石市が定める額とする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、定められた負担額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えて、片道おおむね 10 メートル未満 300 円
- (2) 実施地域を越えて、片道おおむね 10 キロメートル以上 400 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

#### (苦情解決)

第 10 条 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定訪問介護等に関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため、虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の設置、責任者の設置等必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずる。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の適正化)

第 12 条 事業所は、利用者又は第三者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者及び利用者の家族等に対して説明を行い同意を得るものとし、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の設置、責任者の設置等必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずる。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での指定訪問介護等の提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約書の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、(有)明石ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存する。

(情報の開示)

第 15 条 事業所の事業計画及び財務内容に関する資料は、閲覧することができる。